

災害廃棄物の処理等に係る補助金について

災害時に環境省が所管する補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金

災害で発生したごみ処理に必要な費用



廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

災害で壊れた廃棄物処理施設の復旧に必要な費用



写真 6.5

写真 6.6



写真 6.7



写真 6.8

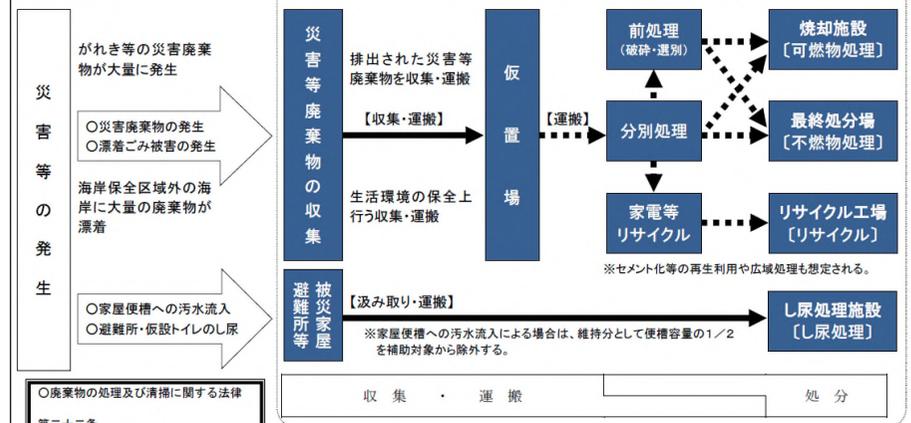
災害等廃棄物処理事業費補助金

対象事業	> 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 > 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 > 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）	
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上	地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの等
補助率	1 / 2	
地方財政措置	< 通常災害時 > > 地方負担の80%について特別交付税措置 < 激甚災害時 > > 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置	
根拠条文	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。	

災害等廃棄物処理事業費補助金

（参考）災害等廃棄物処理事業の業務フロー

【一般的な事例】



【主な補助対象経費】

- ・労務費
- ・処分に必要な覆土及び運搬に必要な道路整備費
- ・自動車、船舶、機械器具の借料・燃料費
- ・機械器具の修繕費
- ・し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- ・条例に基づき算定された手数料
- ・家電リサイクル法にかかるリサイクル券購入費
- ・し尿の汲み取り費用

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

災害原因	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたもの				
対象事業	次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。 一般廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業） 産業廃棄物処理施設 広域廃棄物処理処分場 PCB廃棄物処理施設				
補助対象から除外されるもの	1 施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの 事務所、倉庫、公舎等の施設 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの 維持工事とみられるもの 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。 イ．被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。 ロ．当該年度に整備計画のあるもの。 ハ．建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの 又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。				
補助先	都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社				
限度額	一般廃棄物処理施設	浄化槽（市町村整備推進事業）	産業廃棄物処理施設	広域廃棄物処理処分場	PCB廃棄物処理施設
	市、産業廃棄物処理センター、PFI選定事業者 ・市町村 40万円	市町村 40万円	都道府県、市、産業廃棄物処理センター、PFI選定事業者 ・市町村 80万円	市町村、広域臨海環境整備センター 150万円	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 150万円
補助率	1 / 2				

補助率等

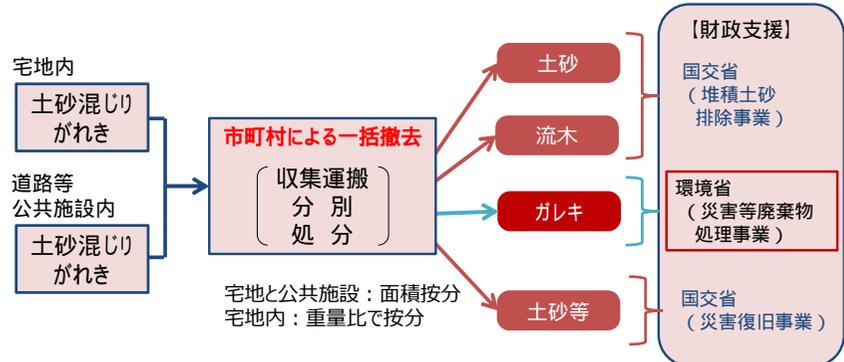
災害等廃棄物処理事業費補助金		
	通常災害（右記以外）	激甚災害
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 起債充当率100%
	90%	95.7%
廃棄物処理施設災害復旧事業		
対象事業	一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設 PCB廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業） 広域廃棄物処理処分場	
国庫補助率	1/2	
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置	
	73.75% ~ 92.75%	

土砂混じりがれきの補助スキーム

- ・同一宅地内に「土砂（国交省所掌）」と「がれき（環境省）」が混在して堆積
- ・市町村が撤去等の処理を分割発注し両省へ別々に申請するため非効率かつ不経済
- ・土砂混じりがれきの処理の遅れが、復旧・復興の恐れにつながる恐れ

事業概要

- ・被災者の生活の早期再建に向け、国土交通省と環境省が連携して、**廃棄物・土砂の一括撤去を支援**
- ・申請のワンストップ化や申請書類の簡素化により、被災市町村の**事務負担を軽減**



補助申請のフロー

